

国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所海外調査 専門委員会規程

〔平成22年 2月12日〕
規 則 第 30 号

改正 平成22年10月14日規則第66号

平成25年10月10日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 7号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第9条の規定に基づき、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）に海外調査専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、「関連研究者」とは、東京外国語大学の教員以外の者で、研究所規程第2条第1項に定める目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者をいう。

(目的)

第3条 委員会は、研究所が行う海外学術調査総括班事業及び海外学術調査に関する専門的事項について、所長の諮問に応ずる。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 所長が指名する研究所教員
- (2) 関連研究者
- (3) その他所長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員の中から、互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から、副委員長を指名する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会において審議された重要な事項は、これを研究所教授会に報告しなければならない。

(作業部会等)

第9条 委員会は、必要に応じて作業部会等を置くことができる。

- 2 作業部会等に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改正)

第 10 条 この規程の改正は、研究所の教授会の議を経なければならない。

(細目)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、所長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。